## 日本運動器看護学会論文・学会発表における COI に関する申告について

## 1. 自己申告の基準

- (1) 企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職については、1つの企業・ 団体からの措置が年間 100 万円以上の場合
- (2) 株の保有については、1つの企業からの年間利益(配当、売却額の総和)が100万円以上、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合
- (3) 企業・法人組織や営利を目的とした団体からの特許権の使用料が100万円以上の場合
- (4) 企業・法人組織や営利を目的とした団体から、講演料等で、1つの企業・団体から の合計が年間50万円以上の場合
- (5) 企業・法人組織や営利を目的とした団体がパンフレット等の執筆に対して支払った 原稿料が 100 万円以上の場合
- (6) 企業・法人組織や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1の研究に対して支払われた総額が年間 200 万円以上のばあい。奨学寄付金(奨励寄付金)については、1つの企業・団体から、1名の研究代表者に支払われた総額が年間 200万円以上の場合
- (7) 企業・法人組織や営利を目的とした団体が寄付講座に所属している場合
- (8) その他の報酬(研究とは無関係な旅行、贈答品等)については、1つの企業・法人組織・団体からの合計が年間10万円以上の場合

## 学術集会における利益相反開示例

日本運動器看護学会利益相反開示

筆頭演者名:○○

所属名:△△

筆頭演者は日本運動器看護学会への COI 申告を完了しています。演題発表に関連し、開示すべき COI 関係にある企業・組織および団体等はありません。

日本運動器看護学会利益相反開示

筆頭演者名:○○

所属名:△△

演題発表に関連し、開示すべき COI 関係にある企業・組織および団体等は次の通りです。

①役員·顧問:A社

②株保有:B株式会社

③受託研究: C 社